

あま市スポーツ協会細則

(会費)

第1条 規約第29条に規定する会費は次のとおりとする。

- (1) 加盟団体 年額1名につき100円
- (2) 本会を脱退する場合についての会費は、一切返金しない。

(加入条件)

第2条 本会の加入条件は次のとおりとする。

- (1) 概ね3年の実績があり、かつ10名以上の人員を確保していること。
- (2) 原則として自主的な活動内容を有している団体であること。
- (3) あま市におけるスポーツ活動の普及振興を図り、市民の体力向上及び心身の健全な発達を目的としていること。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年3月22日から施行する。
- 2 会費の算出方法は、毎年4月1日時点における加盟団体からの報告に基づく。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。